

1. 本校生徒指導の目標

生徒の基本的な生活習慣を確立させ、健全な生活態度を育成する。

2. 生徒心得

一人一人が明るく生きがいを持って、前向きな学校生活を送るために、本校生徒としての自覚をもち、勉学に励み、社会を構成する一員として責任ある行動をとること。

- ① 自他の人権を尊重する。
- ② 校内の美化に努めるとともに、公共物を大切にする。
- ③ 礼儀正しく行動し、正しい言葉づかいをする。
- ④ 校内への部外者の立入りは禁止しているので、各自友人等に周知徹底する。
- ⑤ 授業中は携帯電話等の電源を切るかマナーモードにして、絶対に使用しない。
- ⑥ 放課後は速やかに帰宅し、夜遊び等はしない。
- ⑦ 高校生として社会的な責任を自覚し、ルールやマナー・モラルを尊重し行動する。
- ⑧ 頭髪や服装は自由とする。但し学校生活及び社会生活の支障にならないこと。

3. 指導について

以下に該当するものは、指導の対象とする。

- ① 20歳未満で飲酒または喫煙をした者（20歳以上の者においては校内での飲酒または喫煙をした者）
- ② 暴力行為・傷害・器物損壊・いじめ等をした者
- ③ 窃盗をした者
- ④ 故意に公共物を破壊損傷した者
- ⑤ 娯楽施設等悪影響があると認められる場所に出入りした者
- ⑥ 車両の違法改造や無免許運転、暴走行為等の交通違反をした者
- ⑦ 授業を妨害した者
- ⑧ 考査時に不正行為をした者
- ⑨ 教職員の指導に従わず、著しく学校の秩序を乱した者
- ⑩ その他生徒としてふさわしくない行為をした者

4. 自転車通学・原動機付自転車での通学について

(1) 自転車通学

- ① 交通ルールを厳守する。
- ② 自転車は車両整備（前後ライト、ブレーキ）及び盗難防止を心掛ける。
- ③ 自転車は所定の場所に置く。
- ④ 自転車の二人乗りをしない。
- ⑤ 雨天の場合はカッパを着用する。（傘差し運転をしないこと）
- ⑥ その他危険運転をしない。（携帯電話等を操作しながらの運転、イヤホンをしているながらの運転等）
- ⑦ 自転車に乗るときはヘルメットの着用に努める。

(2) 原動機付自転車の使用条件

- ① 交通ルールを厳守する。
- ② 施錠をして盗難防止を心掛ける。
- ③ 学校への車両の乗り入れは50cc以下とする。（新基準原付は除く）
- ④ 所定の場所に置く。
- ⑤ 友人間での車両の貸借をしない。
- ⑥ 違法改造は一切しない。
- ⑦ 校内をむやみに乗り回さない。
- ⑧ 暴走族等に参加したり、暴走行為及び暴走行為に類する事をしない。
- ⑨ 任意保険に加入する。

(3) その他

- ① 自動車での通学は禁止。（保護者等の送迎は除く）

※以上の事を遵守できない場合は懲戒、特別指導等を受ける場合がある。